

議案第38号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため改正する。

[内 容]

1 附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市学校給食のあり方検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区分	報酬日額
小田原市学校給食のあり方検討委員会 委員	15,000円以内

2 幼保連携型認定こども園医等の報酬額の設定（別表第4関係）

幼保連携型認定こども園医、幼保連携型認定こども園歯科医、幼保連携型認定こども園薬剤師及び幼稚園薬剤師の報酬額を次のように定めることとする。

区分	報酬額
幼保連携型認定こども園医	年額 174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年額 174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年額 174,800円以内
幼稚園薬剤師	年額 174,800円以内

[適用]

令和8年4月1日